

ひとり親家庭への支援



ひとり親家庭のお父さんやお母さんの生活の維持や仕事と家事・育児の両立などを支援するため、次のような制度がありますので、ご利用ください。

1 母子・父子自立相談

お問い合わせ ▶ 0568-85-6208 〈こども家庭支援課〉

ひとり親家庭の母または父に対して、自立して生活するために必要な情報提供や相談、求職活動などに関する支援をします。

2 児童扶養手当・愛知県遺児手当・子ども福祉手当

お問い合わせ ▶ 0568-85-6201 〈子育て推進課〉

ひとり親家庭又は父母のいない18歳以下(18歳到達後最初の3月31日まで。児童扶養手当・子ども福祉手当については、一定の障がいがある場合20歳未満まで)の児童を養育している方に手当を支給します。それぞれの制度で支給の条件、所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

3 母子父子寡婦福祉資金の貸付

お問い合わせ ▶ 0568-85-6208 〈こども家庭支援課〉

満20歳未満の児童がいるひとり親家庭や父母のいない家庭、あるいは子が20歳以上になったり、子がない寡婦に対して経済的な自立を援助するため資金をお貸しします。(県による審査があります。)

4 ひとり親家庭等日常生活支援

お問い合わせ ▶ 0568-85-6208 〈こども家庭支援課〉

ひとり親家庭などの保護者が修学・疾病・冠婚葬祭などにより、こどもの養育が困難となった場合に、その家庭にヘルパーを派遣して、家事の援助を行います。(所得などに応じて利用料金の負担があります。)

5 母子・父子家庭自立支援給付金

お問い合わせ ▶ 0568-85-6208 〈こども家庭支援課〉

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父を対象に、雇用の安定や就職の促進を図るため、必要な職業に関する教育訓練の講座を修了した場合に支給します。

高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金

ひとり親家庭の母または父を対象に経済的自立に効果的な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成課程の修了後に修了支援給付金を支給します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の母、父またはそのこどもの学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための対象講座を受講した場合に、受講開始時と受講修了時、試験合格時に受講費用の一部を支給します。

6 母子・父子家庭医療費助成

お問い合わせ ▶ 0568-85-6194 〈保険医療年金課〉

ひとり親家庭などで18歳以下(18歳到達後最初の3月31日まで)のこどもを扶養している親とお子さん、父母がいない18歳以下のお子さんなどが入院・通院したときの医療保険適用後の自己負担額を助成します。(所得制限あり)